

に携わる関係機関、団体の支援に努めてまいります。

高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、生活支援、介護予防、生きがい活動支援、アイサービスマス用送迎車導入などの事業に取り組んでまいります。

介護保険につきましては、平成15年度に第2期介護保険事業計画がスタートし、介護報酬の単価が改定され、保険料を引き上げておりますが、引き続き、運営の健全化、適正な給付サービスの提供に努めてまいります。

中央保育所につきましては、国庫負担金が税源移譲により一般財源化され、財政面で厳しくなりますが、これまで同様の運営に努めてまいります。また、季節保育所につきましては、補助金の見直しを行います。引き続き、その運営の支援に努めてまいります。

また、少子化対策として国は「次世代育成支援

対策促進法」を制定し、地方公共団体や企業に「行動計画」の策定を義務付けておりますが、これを受けて、平成16年度に「次世代育成支援行動計画」の策定に取り組みことにします。

高齢化や食生活の変化などに伴い、生活習慣病が増加するなか、これらの疾病構造の変化に対応するには、疾病の予防から早期発見、早期治療、経過管理が重要となっております。保健センター、保健推進委員を核に、保



健・医療・福祉の分野が連携しながら、町民と一緒に考え、一緒に実践していく健康づくりを進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、保険税の確保と医療費の適正化を図り、運営の健全化に努めてまいります。

斎場につきましては、西天北の4町で広域化を検討いたしました。計画が白紙になりましたので、現有施設の増改築等を行うこととして、現在、設計を進めております。

町立病院については、医療法改正に伴い高齢化による疾病患者の病態に対応したサービスを提供するため、療養病床中心のケアミックス型病院として届出を終了いたしました。昨年度は構造設備基準や医療職員の配置基準などについて、町民の皆さんにご心配をおかけしましたが、現在の病院の施設や人員配置でも、

当分の間病院としての運営ができることになりました。経営については、非常に厳しいものがありますが、高齢者や身体の不自由な患者さんにふさわしい医療サービスの推進により、町民の皆さんが信頼し安心して利用できる病院を目指します。

かねてより、要望の多かった病院のエレベーター設置については、補正予算により対応したいと考えております。

北星園については、懸案であります施設整備について基本構想を検討しておりますが、補助事業の採択には数年を要する厳しい状況下にありますので、利用者の日常生活に支障のないよう配慮してまいります。また、利用者の地域生活への移行を進めながら、利用者本位のサービスの提供を目指してまいります。

第四は、「学ぶこころと文化をそだてる」対策であります。

教育は、一人ひとりの才能を伸ばし、人間性豊かで、創造性に富む人間を育成する、という崇高な目標があります。

「まちづくりは人づくりである」との認識にたち、学校教育では、児童・生徒が多様化する社会の変化に柔軟に対応する力や、問題を解決する確かな能力を備え、そして、一人ひとりの個性が生かされる、心豊かで健全な心身の形成を図ります。社会教育では、幼児から高齢者までそれぞれの年代に応じた、幅広い学習の機会を創出していきます。生涯学習社会の実現に向けて、社会教育指導者の充実を図り、活力ある地域社会の創造に努めます。

成熟した社会において